

令和 8 年度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業（認定鳥獣捕獲等事業者等の育成）
業務委託特記仕様書

1 業務目的

近年、新潟県において深刻となっているイノシシ、ニホンジカ等による人身被害や農林水産被害に対し、認定鳥獣捕獲等事業者を活用して対策を進めていくため、認定鳥獣捕獲等事業者及び今後認定を目指す法人等が安全かつ効率的な捕獲を進めるために必要な知識や技術を習得するための研修会を開催し、捕獲に携わる人材を育成することを目的とする。

2 業務内容

以下により認定鳥獣捕獲等事業者やその捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催及び、認定を目指す法人やその法人の捕獲従事者を対象とした安全管理、技術知識等に関する講習会の開催等の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に向けた必要な取組を実施するものとする。

(1) 概要

ア 研修は計 2 回開催することとし、開催期間、場所、機材、内容及び資料等一切の経費は、受託者の負担で準備することとし、県と協議して決定する。

イ 研修会の対象者は、以下の通りとし、受託者が文書及びホームページ等で募集する。

- ・県内の認定鳥獣捕獲等事業者
- ・新たに認定を目指す事業者
- ・県内の農業協同組合、森林組合、市町村の職員等

ウ 研修会は実技を含めて 3 時間程度行うこととし、内容等は新潟県における実状を踏まえ、県と協議の上で決定する。

(内容例)

- ・イノシシ及びニホンジカの生態等について
- ・イノシシ及びニホンジカの捕獲方法について
- ・イノシシ及びニホンジカの先進的な捕獲事例について
- ・はこわなやくくりわなの設置方法や設置場所の選定について
- ・新潟県におけるイノシシ及びニホンジカの捕獲状況について

エ 定員は各回 30 名程度とする。

(2) その他の留意事項

ア 委託料には研修会開催運営で生じる各種経費（企画立案、講師謝礼金、関係者との調整、会場の設営及び撤去、現地調整、必要資機材の運搬及び準備並び

に必要資料の作成等)を含むものとする。

イ 業務内容全体について、安全管理の徹底及び関係法令の遵守に特に留意し、関係行政機関・団体と事前に十分な調整を行う。

ウ 本県の第13次鳥獣保護管理事業計画及び各管理計画の内容に留意する。

3 委託業務の経理

- (1) 本委託業務の経費は事業ごとに管理するものとし、事業間での流用は行わないこと。
- (2) 事業が完了したときは、事業ごとに成果報告書を提出すること。
- (3) 受託者は、当該委託事業に関する書類及び帳簿を事業終了後5年間保存しておくこと。

4 打合せ協議

委託者と受託者は、常に密接な連絡を取り、方針確認並びに進捗及び実施状況確認等について協議を行う。

5 成果報告書及び納品期限

受託者は、業務内容や実施状況についてまとめた書類(1部)及び電子データ(一式)を県に納めるものとする。

6 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた時又は本仕様書によりがたい事由が生じた時は、委託者と受託者が協議し、措置を決定するものとする。
- (2) 本業務で得られた成果の無断での転用を禁止する。